

費用・利益保険 普通保険約款および特約条項

ご契約者の皆様へ

このたびは、損保ジャパンの保険契約にご加入いただきまして、まことにありがとうございました。早速、保険証券をお届け申し上げます。

この保険約款には、ご加入いただきました保険契約についての大切なことがらが記載されておりますので、ご一読のうえ保険証券とともに保険契約満了まで保管くださいますようお願いいたします。

なお、お気付きの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または損保ジャパンにおたずねください。

損保ジャパンでは皆様の「安心」を常に考え、サービスの向上に努めてまいりますので、今後ともお引き立てのほど、よろしくお願い申し上げます。

【ご注意】 ●口座振替制度（初回保険料口座振替制度を含む）をお申込みのお客様へ
保険料は、お客様ご指定の金融機関口座から所定の振替期日（初回保険料の口座振替に関する特約条項が適用される場合は、保険期間の始期が属する月の所定の口座振替日）に振り替えさせていただきます。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

●個人情報の取扱いについて
損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧くださいるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

●ご契約内容の変更について

お申し込みの際、申込書記載事項についてお知らせいただきましたが、お申し込みの後で次の変更が生じた場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにお知らせください。ご通知がないと保険金がお支払いできないことがあります。

・保険証券に記載している事項に変更が生じたとき

●万一事故がおきたら

万一、事故が発生しましたら、すみやかに取扱代理店または損保ジャパンに次の事項をお知らせください。

1. 証券番号
2. 事故がおきた日時・場所
3. 事故の内容、損害の程度
4. ご連絡先



損害保険ジャパン株式会社

- ◆保険証券の記載事項に変更が生じた場合または変更を希望する場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡がない場合は、項目によりご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。詳細につきましては、この保険契約に添付される約款集記載の普通保険約款および特約条項をご確認ください。
- ◆別に定める場合を除いて、法令に準拠している約款中の用語は、法令に定める定義によります。その場合、法令が、保険契約を開始した後に改正されたときは、改正（施行）後の法令の定義・規定に従います。

も く じ

	(ページ)
費用・利益保険普通保険約款	1
共同保険に関する特約条項	5
保険料分割払特約条項	6

費用・利益保険普通保険約款

<用語の定義（五十音順）>

この普通保険約款において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	説 明
損害	費用損害または喪失利益損害をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
保険契約申込書等	保険契約申込書およびその付属書類をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、保険契約締結の時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

第1章 当会社の支払責任

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この普通保険約款に従い、偶然な事故によって被保険者が被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の①または②に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、②に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じた場合において、他の者が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。

① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）

② 保険金を受け取るべき者またはその法定代理人（注1）で①に掲げる者以外の者

(2) 当会社は、次の①から③までに掲げる事由によって生じた損害（注2）に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）

② 地震、噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注4）または核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（注1） 法定代理人

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

（注2） 次の①から③までに掲げる事由によって生じた損害
これらの事由によって発生した前条の事故が拡大して生じた損害および発生原因を問わず前条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。

（注3） 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4） 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注5） 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険期間）

(1) 保険期間は、その初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時（注）に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に生じた事故による損害については保険金を支払いません。

（注） 午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻をいいます。

第2章 保険契約者および被保険者の義務等

第4条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項（注1）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項（注1）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は適用しません。

① (2)の事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることが妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

③ 保険契約者または被保険者が、事故による損害が発生する前に、保険契約申込書等の記載事項（注1）につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。

④ 当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合

⑤ (2)の事実が、当社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険(注2)に関する重要な事項に関係のないものであった場合。ただし、他の保険契約等に関する事項については(2)の規定を適用します。

(4) 事故が発生した後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第8条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかずに生じた事故による損害については適用しません。

(注1) 保険契約申込書等の記載事項

他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注2) 危険

損害の発生の可能性をいいます。

第5条(通知義務)

(1) 保険契約締結の後、保険契約申込書等に記載された事項の内容に変更を生じさせる事実(注1)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当社に申し出る必要はありません。

(2) (1)の事実がある場合(注2)は、当社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合は適用しません。

(4) (1)に規定する手続がなされなかった場合は、当社は、事実の発生が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によるときは(1)の事実が発生した時、責めに帰すことのできない事由によるときは保険契約者または被保険者がその発生を知った時から当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、次の①または②の場合には適用しません。

① (1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合

② (1)の事実に基づかずに発生した事故による損害である場合

(注1) 保険契約申込書等に記載された事項の内容に変更を生じさせる事実

他の保険契約等に関する事実については除きます。

(注2) (1)の事実がある場合

(5)①の規定に該当する場合を除きます。

第6条(保険契約の解除)

(1) 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(3) 当社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

(4) (2)または(3)の規定による解除が、事故の発生した後になされた場合であっても、当社は、第8条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) 保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(4)の規定は、(2)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

(注) この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第7条(保険料の返還または請求・告知・通知事項等の承認の場合)

(1) 当社が第4条(告知義務)(3)③の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還し、または追加保険料を請求します。

(2) 当社が第5条(通知義務)(1)の変更の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変

更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、保険契約者または被保険者の申出に基づく同条(1)の事実が生じた時以降の期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) 当社が(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、第5条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に生じた事故による損害については、この規定を適用しません。

(5) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、変更後の期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(6) 当社が(5)の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠った場合（注）は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、保険金を支払います。

（注） 追加保険料の支払を怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にすぎります。

第8条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第9条（保険契約の無効・取消し）

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

(2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第10条（保険料の返還—契約の無効・取消しの場合）

(1) この保険契約が無効となる場合は、当社は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、前条(1)の規定によりこの保険契約が無効となる場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

(2) 前条(2)の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第11条（保険料の返還—保険契約解除の場合）

(1) 第4条（告知義務）(2)、第5条（通知義務）(2)、第6条（保険契約の解除）(2)、第7条（保険料の返還または請求—告知・通知事項等の承認の場合）(3)または第12条（保険契約に関

する調査）(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、次の算式により計算した保険料を返還します。ただし、この普通保険約款に付帯される特約条項等にこれと異なる規定がある場合は、その特約条項等の規定に従います。

$$\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left(1 - \boxed{\text{既経過期間（注）に対応する別表に掲げる短期料率}} \right) = \boxed{\text{返還保険料}}$$

(2) 第6条（保険契約の解除）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、次の算式により計算した保険料を返還します。ただし、この普通保険約款に付帯される特約条項等にこれと異なる規定がある場合は、その特約条項等の規定に従います。

$$\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left(1 - \boxed{\text{既経過期間（注）に対応する別表に掲げる短期料率}} \right) = \boxed{\text{返還保険料}}$$

（注） 既経過期間

1 月に満たない期間は1 か月とします。

第12条（保険契約に関する調査）

(1) 当社は、保険期間中いつでも、保険契約に関して必要な調査をすることができ、保険契約者または被保険者は、これに協力しなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく、(1)の調査を拒んだ場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実のあった時の翌日から起算して1 か月を経過した場合には適用しません。

第3章 損害の発生および保険金の支払

第13条（事故および損害発生の場合の手続）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から④までのことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止に努めること。

② 事故発生の日時、事故の状況等について、遅滞なく書面で当社に通知すること。

③ 他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当社に通知すること。

④ ①から③までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、また、当社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1)①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

② (1)②から④までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額

（注） 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第14条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が被る損害の額が確定した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から③までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 損害および損害の額を証明する書類
 - ③ その他当会社が第18条（保険金支払の時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合
- (5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第15条（保険金の支払額）

この保険契約により当会社が支払うべき保険金の額は、次の①または②のいずれか低い額とします。

- ① 損害の額。ただし、損害が生じたことにより他人から回収した金額があるときは、この金額を控除した額とします。
- ② 保険証券記載の保険金額

第16条（他の保険契約等との関係）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害の額（注2）を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額（注1）
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注1）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）損害の額

保険証券記載の免責金額（それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額をいいます。）を差し引いた額に、保険証券記載の縮小支払割合（それぞれの保険契約または共済契約に縮小支払割合の適用がある場合は、そのうち最も高い縮小支払割合をいいます。）を乗じた額とします。

第17条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

（注）損害賠償請求権その他の債権

当会社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第18条（保険金支払の時期）

- (1) 当会社は、被保険者が請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当

会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次の①から⑥までに掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日 数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会（注３）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害（注４）の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害（注４）の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥ 事故の発生の事由が他の事例に鑑み特殊である場合または事故により多数の被害が生じた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会	180日

(3) (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。

(4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注５）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

（注１） 請求完了日

被保険者が第14条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。

（注２） 次の①から⑥までに掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３） 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注４） 後遺障害

治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。

す。

（注５） その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第４章 訴訟の提起および準拠法

第19条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第20条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別 表

短 期 料 率 表

既経過期間または未経過期間	短期料率	既経過期間または未経過期間	短期料率
1 か月まで	1 / 12	7 か月まで	7 / 12
2 か月まで	2 / 12	8 か月まで	8 / 12
3 か月まで	3 / 12	9 か月まで	9 / 12
4 か月まで	4 / 12	10 か月まで	10 / 12
5 か月まで	5 / 12	11 か月まで	11 / 12
6 か月まで	6 / 12	12 か月まで	12 / 12

共同保険に関する特約条項

第１条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第２条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までに掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領ま

たは保険金請求に関する書類等の受領

⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全

⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

保険料分割払特約条項

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当社が承認した場合は、保険契約者は、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第2条（第1回分割保険料領収前の事故）

当社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、前条(2)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

- (1) 保険契約者が分割保険料を口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関（注）に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなして、この特約条項の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
- (2) (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

（注） 提携金融機関

当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第4条（分割保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が第2回以降の分割保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払い込みを怠った場合は、当社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が(1)の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 当社が第7条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を遅滞なく払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が第7条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第7条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、同条の表の②に該当する場合は、通知義務の対象となる事実が生じたときにおける、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害については、この規定を適用しません。
- (4) 保険契約者が第7条（保険料の取扱い）の表の③の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、契約内容変更の承認の請求がなかったものとして、費用・利益保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびこれに付帯される特約条項等の規定に従い、保険金を支払います。

（注） 追加保険料の支払を怠った場合

当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第6条（分割保険料不払の場合の解除）

- (1) 当社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当社が保険契約を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
-------------------	--

② 解除の効力が生じる時	ア. ①アによる解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①イによる解除の場合は、次回払込期日
--------------	--

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第7条（保険料の取扱い）

次の①から⑤までのいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑤までの保険料を返還または請求します。

事 由		保険料の返還または請求方法
①	普通保険約款第4条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	普通保険約款第5条（通知義務）(1)の通知に基づいて、保険料率を変更する必要がある場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③	①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
④	この保険契約が失効または解除（注1）となった場合	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料（注2）との差額を返還または請求します。ただし、普通保険約款に付帯される特約条項等にこれと異なる規定がある場合は、その特約条項等の規定に従います。
⑤	前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

（注1） 解除

⑤の場合を除きます。

（注2） 未払込分割保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第8条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

MEMO

◆おかけ間違いにご注意ください。

保険金支払いに関する苦情・ご相談窓口

【保険金支払ご相談窓口】 0120-668-292

＜受付時間＞ 平 日：午前9時～午後5時（土・日・祝日、12/31～1/3は休業）

保険金支払いの無責免責事案に関する第三者への不服申立窓口

保険金のご請求に対して、すでに損保ジャパンがお支払いの対象とならない旨をご通知した事案につきまして、損保ジャパン窓口（保険金サービス課や「保険金支払ご相談窓口」）によるご説明にご納得がいただけない場合、次の窓口より第三者（社外弁護士）へ不服の申し立てを行うことができます。

【無責免責不服申立窓口】 0120-388-885

＜受付時間＞ 平 日：午前10時～午後6時（土・日・祝日、年末年始は休業）

1. ご利用いただける方
保険金を請求されたご本人（保険金請求権者）またはご本人から委任を受けた代理人
※代理人の場合は、保険金請求権者からの委任内容を委任状・印鑑証明などで確認させていただくことがあります。
2. お申し立て後の対応
「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）で受け付けした不服申し立てにつきましては、損保ジャパンが設置する「保険金審査会制度」の中で、社外有識者による審査を行います。
その審査結果は「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）を通じてご回答します。
なお、本審査制度の対象外とさせていただく事案がございますので、あらかじめご了承ください。

そんぽADRセンター

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808

＜通話料有料＞

おかけ間違いにご注意ください。

＜受付時間＞ 平 日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日、年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

◆おかけ間違いにご注意ください。

損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、取扱代理店までご連絡ください。
その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】 <https://www.sompo-japan.co.jp/>

【カスタマーセンター】 **0120-888-089**

＜受付時間＞ 平 日：午前9時～午後8時 土・日・祝日：午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

＜公式ウェブサイト＞ <https://www.sompo-japan.co.jp/>